

残された検討項目

前回までの検討会の議論を踏まえ検討すべき事項

【組織・運営規定】

- 員外監事の設置の義務付け
- 常勤監事の設置の義務付け

【購買事業】

- 員外利用規制
- 区域に関する規制(県域規制)

【利用事業】

- 医療・福祉事業の非営利性の徹底

【共済事業】

- 共済事業とのリスク遮断(兼業規制)

【その他】

- 混合組合(地域・職域両要素の混合した組合)
- 大学生協の組合員資格

組織・運営規定

員外監事の設置の義務付け

前回までに事務局が提案した方向性

- 他法にならない、組合の果たす機能の複雑化・高度化等に伴い、客観的・第三者的な立場から業務執行の是非について意見を述べることが重要となってくることから、員外監事の選出を可能としてはどうか。
- また、組合員数が多数の場合、組合員の自治意識が希薄化している場合があり、こうした組合員が監事を務めた場合、監事による監査が適切に機能しないことも考えられ、また、その必要性は事業の種類によっても異なると考えられるため、組合員数が一定規模以上の組合で、購買事業や共済事業等の実質的な事業を行う組合など一定の組合について、員外監事の設置を義務付けることとしてはどうか。

員外監事の設置の義務付けについて

員外監事設置の趣旨

- 客観的・第三者的な立場で業務執行の是非について意見を述べるができる。(独立性の確保)
- 「組合内の常識」とされている事柄でも、組合外の第三者の立場から評価することが必要であり、透明性の高い公正な経営監視体制が確立できる。(組合外での経験を生かした広い視野と的確な常識判断の確保)

生協の組織運営の性格

- 生協では、株式会社の株主と異なり、それぞれの組合員が「出資」「利用」「運営」のすべてについて参画することが本旨となっており、組合員としての立場と業務に対する中立性を求められる監事の立場とが相反する場合が想定し得る。

(参考) 地域生協の組織率

・ 日本生活協同組合連合会会員の地域生協の組織率は、一番高い組合でも約6割である。全国47都道府県のそれぞれ最多の組合員がいる地域生協の平均組織率は、約25%。

→ 組合員以外からの監事の選出が必ずしも困難ではないと思料される。

※ 組織率＝組合員数／県内の世帯数

対応案

- 「員外」の範囲については、「組合員ではないこと」も要件とすることが適当ではないか。
- 購買事業、利用事業、生活文化事業及び共済事業のうちいずれかの事業を行う組合又は連合会には、員外監事の設置を義務付けることとしてはどうか。

組織・運営規定

常勤監事の設置の義務付け

前回までに委員から提案があった論点

- 員外監事の設置を義務付けるなど、監事機能の強化を図るのであれば、一定規模以上の組合については常勤監事を置くことも必要となるのではないか。

常勤監事の設置の義務付けについて

生協の現状

- 法令上、常勤監事の設置を義務付ける規定はない。
(監事は、組合員又は会員たる法人の役員のうちから選出することとされており、定数は2人以上とされている。)

対応案

- 生協が行う経済事業が高度化、複雑化していること等も考慮し、組合の業務全般にわたる深い知識と経験等を有し、組合の日常の業務執行を監査する役割を担う者として、購買事業、利用事業、生活文化事業及び共済事業のうちいずれかの事業を行う組合又は連合会については、事業が一定規模以上の場合には、常勤監事の設置を義務付けることとしてはどうか。

(参考) 他制度の状況

農協法

- ・ 共済事業を行う農協のうち、事業年度開始時における責任準備金額が200億円以上のものについては、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない旨の規定がある。
(監事の定数:2人以上)

中協法

- ・ 法令上、常勤監事の設置を義務付ける規定はない。

会社法

- ・ 監査役会設置会社においては、監査役の員数は3人以上とされ、監査役の互選で常勤の監査役を定めなければならない旨の規定がある。

保険業法

- ・ 監査役会設置会社においては、監査役の員数は3人以上とされ、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない旨の規定がある。

購買事業

員外利用規制

前回までに事務局が提案した方向性

- 生協の組合員は、特定の業種等を対象とした農業協同組合、事業協同組合（中小企業等協同組合法）と異なり、自然人一般が結合した相互扶助組織であることから、現行の員外利用の禁止・許可制度（員外利用は原則として禁止されており、一定の場合を除いては、行政庁の許可がなければ員外利用をさせることができないとする制度）を引き続き維持することとしてはどうか。
- 員外利用が例外的に認められる場合については、法令上、個別具体的に限定して定めることについてはどう考えるか。
- 行政庁の許可により、員外利用が認められる場合の員外利用の限度を、法令上定めることとしてはどうか。（例：組合員の利用分量の100分の20）

他の協同組合法における組合員資格

- 農協は、正組合員たる農業者がなければ成立しないこととなっており、このため、その地区についても農村を中心とする地域となると考えられる。
- 生協は、自然人一般を対象としており、農協のような地域の実質的制限はない。

消費生活協同組合 (消費生活協同組合法)	農業協同組合 (農業協同組合法)	事業協同組合 (中小企業等協同組合法)
<p>(地域生協) ○一定の地域内に住所を有する者であって、定款で定めるもの</p> <p>※定款の定めるところにより、生協の区域内に勤務地を有する者でその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる</p> <p>(職域生協) ○一定の職域内に勤務する者であって、定款で定めるもの</p> <p>※定款の定めるところにより、附近に住所を有する者でその組合の施設を利用することを適当とする者を組合員とすることができる</p>	<p>○農業者</p> <p>【以下は准組合員(注)】</p> <p>○当該組合の地区内に住所を有する個人であって、当該組合の施設を利用することを相当とするもの</p> <p>○当該組合からその事業に係る物資の供給を継続して受けている者であって、当該組合の施設を利用することを相当とするもの</p> <p>○当該組合の地区の全部又は一部を地区とする組合</p> <p>○当該組合の地区内に住所を有する農民が主たる構成員又は出資者となっている団体</p> <p>(注) 准組合員 議決権、選挙権・リコール権、総会招集請求権等がない組合員</p>	<p>○組合の地区内において商業、工業、鉱業、サービス業等を行う小規模事業者(注)で、定款で定めるもの</p> <p>(注) 小規模事業者 原則として、①資本金又は出資金が3億円（小売業又はサービス業は5千万円、卸売業は1億円）を、または、②従業員数が300人（小売業は50人、卸売業又はサービス業は100人）を超えない事業者</p>

地域購買生協と農協の区域の比較

○ 主として購買事業を行う地域生協(地域購買生協)の区域については、都道府県の区域をその区域とするものが約65%であるのに対して、農協は0.4%に過ぎない。

<地域購買生協>

(組合)

	合計		都道府県区域		複数市町村区域		市町村区域		市町村区域未満	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
北海道	4		3	75.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
東北	20		12	60.0%	8	40.0%	0	0.0%	0	0.0%
関東Ⅰ	26		21	80.8%	4	15.4%	1	3.8%	0	0.0%
関東Ⅱ	19		12	63.2%	7	36.8%	0	0.0%	0	0.0%
北陸	8		5	62.5%	2	25.0%	0	0.0%	1	12.5%
東海	10		5	50.0%	5	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
近畿	22		8	36.4%	12	54.5%	1	4.5%	1	4.5%
中国	14		8	57.1%	5	35.7%	1	7.1%	0	0.0%
四国	8		7	87.5%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%
九州	20		16	80.0%	4	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
全国計	151		97	64.2%	49	32.5%	3	2.0%	2	1.3%

<農協>

(組合)

	合計		都道府県区域		複数市町村区域		市町村区域		市町村区域未満	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
北海道	132		0	0.0%	58	43.9%	58	43.9%	16	12.1%
東北	125		0	0.0%	86	68.8%	27	21.6%	12	9.6%
関東Ⅰ	87		0	0.0%	53	60.9%	21	24.1%	13	14.9%
関東Ⅱ	100		0	0.0%	68	68.0%	20	20.0%	12	12.0%
北陸	89		0	0.0%	43	48.3%	23	25.8%	23	25.8%
東海	67		0	0.0%	54	80.6%	9	13.4%	4	6.0%
近畿	65		1	1.5%	41	63.1%	14	21.5%	9	13.8%
中国	61		1	1.6%	46	75.4%	5	8.2%	9	14.8%
四国	48		0	0.0%	25	52.1%	6	12.5%	17	35.4%
九州	127		2	1.6%	75	59.1%	21	16.5%	29	22.8%
全国計	901		4	0.4%	549	60.9%	204	22.6%	144	16.0%

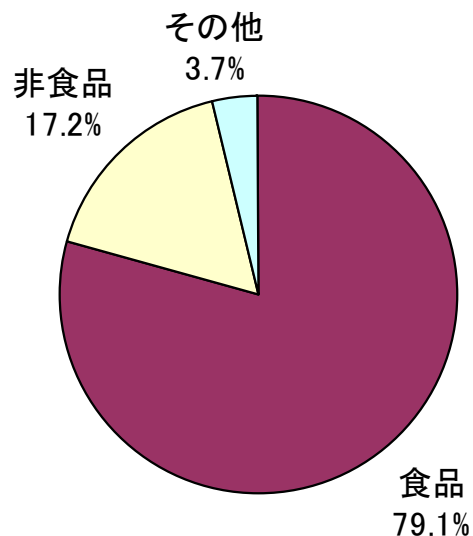
(注)分類のうち、「関東Ⅰ」は埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県、「関東Ⅱ」は茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県、「北陸」は新潟県・富山県・石川県・福井県、「東海」は静岡県・岐阜県・愛知県・三重県。

資料 地域購買生協は日本生活協同組合連合会調べ、農協は農林水産省「平成17年 農業協同組合等現在数集計」

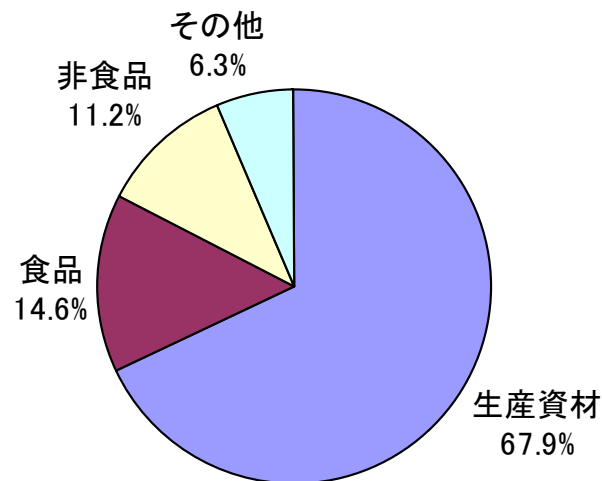
地域購買生協と総合農協の取扱商品の比較

○主として購買事業を行う地域生協（地域購買生協）と、総合農協の購買事業における取扱商品を比較すると、生協は、食品が約8割(79.1%)を占めている。一方、農協は、生産資材が約7割(67.9%)を占めており、食品は1割強(14.6%)にすぎない。

＜地域購買生協＞



＜総合農協＞



(上段:億円、下段:%)

		合計				
		生産資材	食品	非食品	その他	
地域購買生協	供給高	23,749	0	18,785	4,086	877
	構成比	100.0	0.0	79.1	17.2	3.7
総合農協の 購買事業	供給高	35,253	23,921	5,148	3,952	2,232
	構成比	100.0	67.9	14.6	11.2	6.3

(注) 地域購買生協の対象は日本生活協同組合連合会会員の地域生協155組合。

総合農協の対象は913組合。

「生産資材」...肥料・農薬・飼料・農業機械・燃料・自動車など

資料 地域購買生協は日本生活協同組合連合会「2004年度生協の経営統計」、総合農協は農林水産省「平成16年度 総合農協統計表」

員外利用規制について

ご議論を踏まえての検討

○ 農協は、准組合員として、各農協の区域に居住する者が加入できる点と員外利用規制の関係をどう考えるか

○ 農業協同組合においては、正組合員たる農業者がなければ組合は成立しないこととなっているため、その地区は農村を中心とする。

○ また、農業生産力の増進等を目的としており、購買事業における取扱商品は、生産資材が約7割。

○ 中小企業協同組合法の事業協同組合においては、商業、工業、鉱業、サービス業等を行う小規模事業者で、一般消費者は加入することができない。

○ 生協は、「一定の地域又は職域における人と人との結合」であり、一般消費者の相互扶助組織。農協とは異なり、購買事業における取扱商品は食品を中心とした消費財であり、展開地域も広域である。

○ 員外利用の禁止・許可制度は、農協等の他の協同組合と異なる、このような生協の特質を踏まえ、中小商工業者との関係から設けられた規制。

○ 員外利用の禁止・許可制度を撤廃し、定款に定めれば許可なく組合員の利用分量の一定割合まで員外利用を可能とすることは、一般小売業等との相違を曖昧にしてしまうのではないか。

対応案

○ 員外利用の禁止・許可制度(員外利用は原則として禁止されており、一定の場合を除いては、行政庁の許可がなければ員外利用をさせることができないとする制度)を引き続き維持することとしてはどうか。

○ 行政庁の許可により員外利用が例外的に認められる場合については、法令上、個別具体的に限定して定めることとしてはどうか。
また、生協が社会に貢献することが求められている現状を踏まえ、現行の離島、へき地等で生協以外に利用できる施設が存在しない場合のほか、合理的な理由があるものを追加してはどうか。

○ 併せて、行政庁の許可により員外利用が認められる場合の員外利用の限度を、法令上定めることとしてはどうか。その場合、組合員の利用分量の100分の20を原則としてはどうか。

購買事業

区域に関する規制(県域規制)

前回までに事務局が提案した方向性

- 一定の範囲に限って、都道府県の区域を越えて地域生協の区域を設定できるようにしてはどうか。
(例:主たる事務所の所在地である都道府県の接続都府県まで)



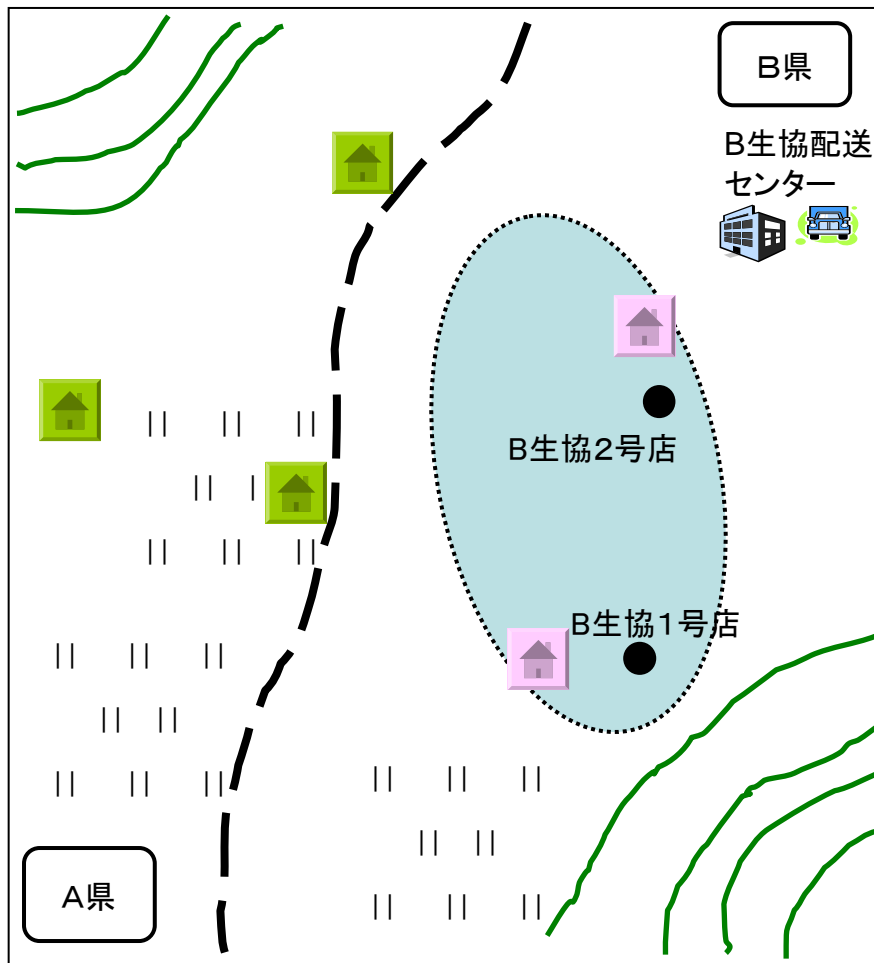
県境問題

○道路整備、モータリゼーションの進展、都市の広域化に伴い、県境を越えて生活圏が拡大した中で、県域規制を緩和して、
接続都府県まで区域設定を可能とすることにより、

- ・A県住民が、利用の便がよい場所にB生協店舗があるが、他県生協のため利用できない
- ・逆に、県境付近の立地条件のよいところに店舗を出店しても、同一生活圏内のすべての住民を事業実施の対象とできない
(配送の便がよい場所に配送センターを設けた場合も同様)

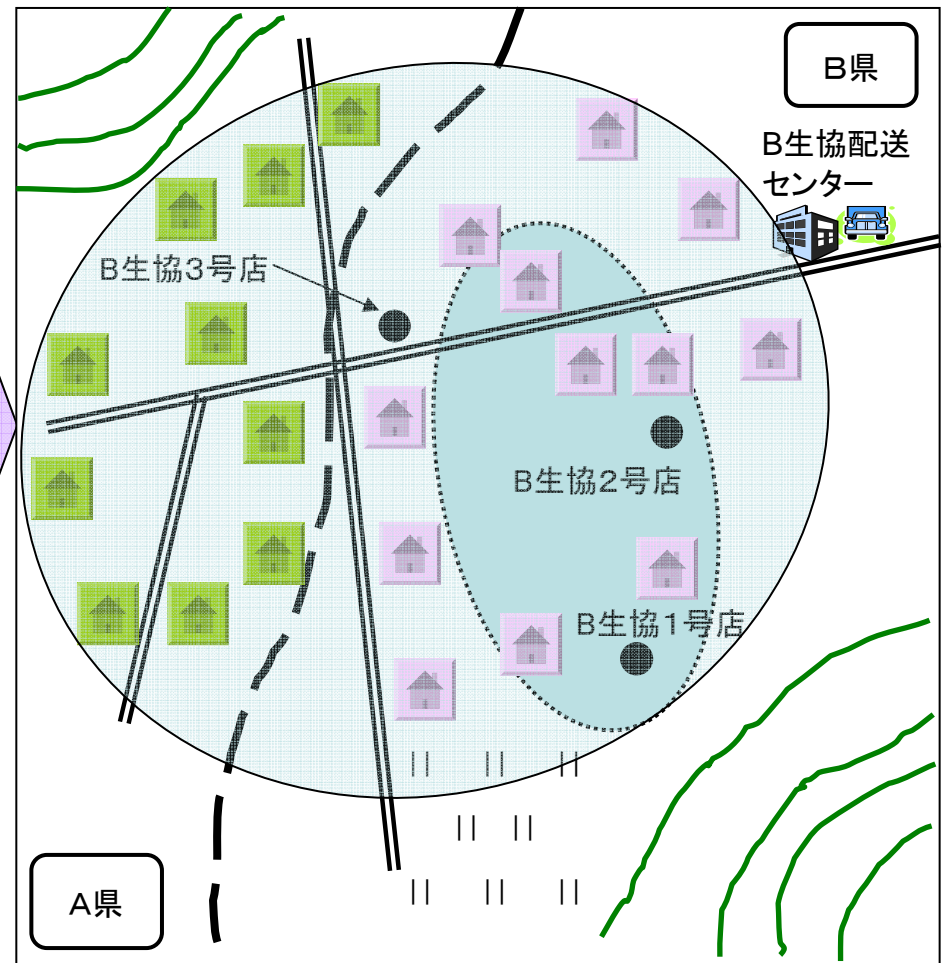
という問題が解消される。

○これにより、組合員の利便性や事業の効率性が高まり、組合員サービスの向上等に資することができる。



県境

生活圏の
変化・拡大



県境

県域規制について

ご議論を踏まえての検討①

○ 「地域」をどう捉えるか

法制定当初の「地域」の考え方

法制定当初は、「地域組合は、家族を中心とする消費者の地縁的結合体で組合の地域は組合員の住所の連鎖的結合を必要とする」とされていた。(昭和24年11月24日 厚生省社会局長通知)

- 都道府県域を越えたチェーンストアの展開
- 道路整備・モータリゼーションの進展
- 都市の広域化

現在の地域生協の「地域」と県域規制の問題点

- 約65%の地域生協が都道府県全域を区域としているように、生協の区域は広域化し、地域生協の地域の概念は実質的に変化
- 法制定当初は想定していなかった県境問題が、購買事業の実施に関して発生
 - ・県境を超えた店舗や共同購入の利用ニーズ
 - ・店舗事業等の購買事業の効率的な展開は県域と一致せず

ご議論を踏まえての検討②

○ 県境問題への対応の必要性

- 接続都府県まで生協の区域設定を認めることにより、購買事業における県境問題は解決

生協の性格

- 県域規制の対象となっている地域生協は「一定の地域による人と人との結合」であり、一定の地域制限をかけることは必要不可欠

対応案

購買事業の実施のために必要と認める場合には、主たる事務所の所在地である都府県の接続都府県まで、都府県の区域を越えて地域生協の区域を設定できることとしてはどうか。

利用事業

医療・福祉事業の非営利性の徹底

前回までに事務局が提案した方向性

医療事業又は福祉事業のうち、一定のものを実施する生協については、その非営利性を高めるために、以下の措置を講じてはどうか。

- 対象となる事業を医療・福祉ごとに特別の会計として区分して経理(分離勘定)することとし、これら各会計からその他の会計への資金移動は行わないこととする(その他の会計からこれら各会計への資金移動は制限しないこととする)
- 対象となる事業に係る剰余金の割戻しを禁止する
- 対象となる事業の残余財産の帰属先について、国、地方公共団体並びに医療に係るものについては医療法人その他の医療を提供する者、福祉に係るものについては社会福祉法人その他の福祉を提供する者に限定する。(払込済出資額の払戻しは可能とする)

医療事業・福祉事業に係る特別会計の創設に当たって検討すべき事項

○網掛けの部分などは、事業に共通する部分も含まれている。

○貸借対照表

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金		支払手形	
受取預手形		短期借入金	
・		・	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	
建物		・	
減価償却累計額		・	
構築物		負債合計	
・			
無形固定資産		(資本の部)	
営業借入金		出資金	
・		組合員出資金	
・		法定準備金	
その他固定資産		任意積立金	
関係団体等出資金		当期未処分剰余金	
長期貸付金		(当期未処理欠損金)	
・		うち当期剰余金	
・		(うち当期欠損金)	
繰延資産等			
・		資本合計	
・			
資産合計		負債及び資本合計	

○損益計算書

科	目	金額
経常損益	事業供給	高価
	供給	原価
	供給	収入
	供給	費用
	供給	費用
	供給	費用
	供給	費用
	供給	費用
	供給	費用
	供給	費用
事業外損益	事業外収益	利息
	事業外費用	利息
特別損益	特別利益	益人
特別損益	特別損失	損失
税引前	当期剰余金	
法人	税等	
当期	剰余金	

医療・福祉事業を実施する生協の非営利性の徹底について

ご議論を踏まえての検討

○ 共通資産・経費などがある中で、事業ごとに区分することは困難ではないのか。

○ 特別会計を創設するに当たっては、医療事業や福祉事業に係る貸借対照表や損益計算書の作成が必要。その場合、当該財務書類の各科目につき、医療事業に係るもの、福祉事業に係るものへの仕分けを行う。

○ 特に、出資金の帰属先や固定資産、人件費等の共通経費については、一定の合理的な配分基準を設け、それをもとに按分する。

※ 配分基準としては、従事者割合や各事業が使用する面積比、機器の稼働時間等が考えられる。

対応案

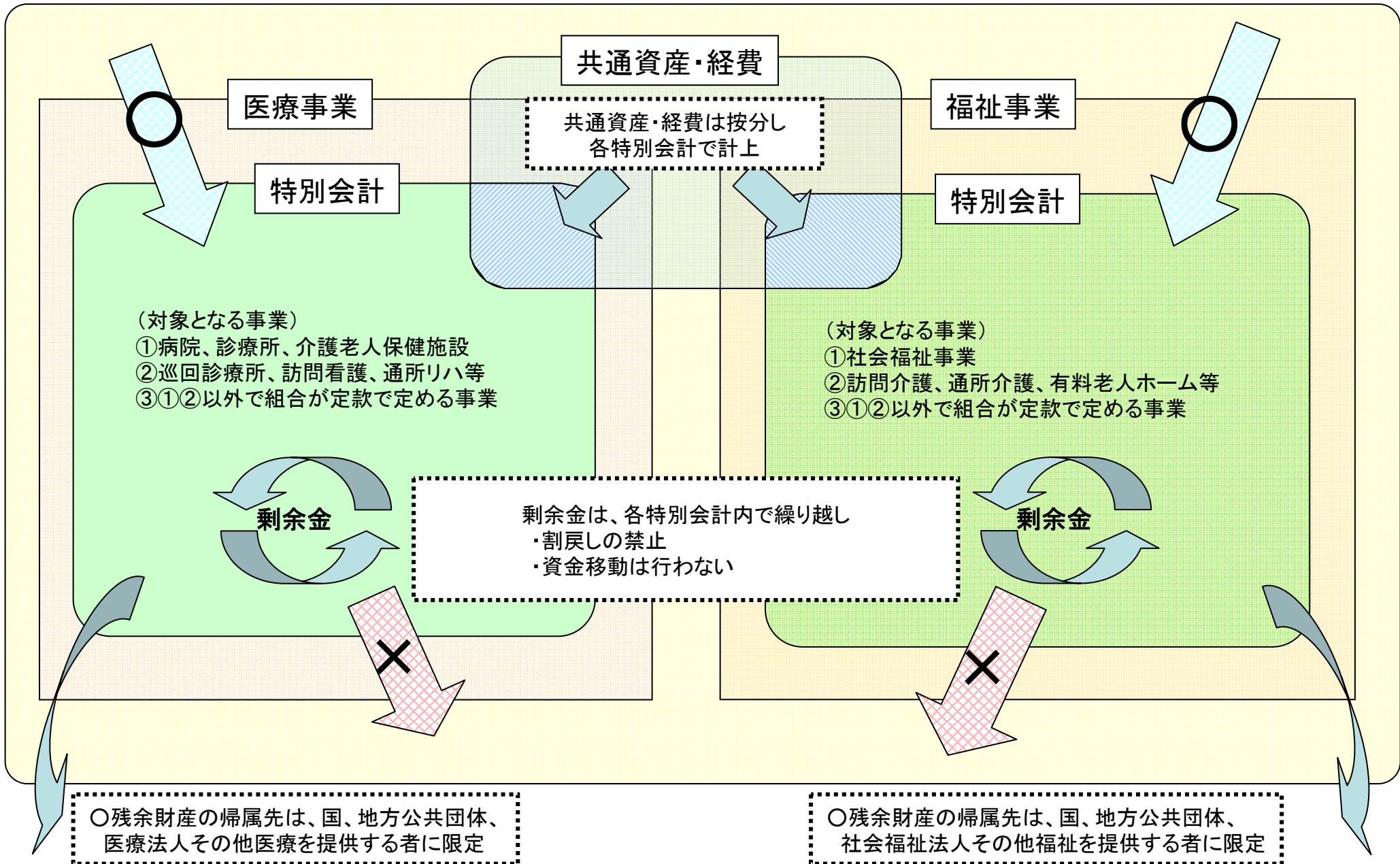
医療事業又は福祉事業のうち、一定のものを実施する生協については、その非営利性を高めるために、以下の措置を講じてはどうか。

○ 対象となる事業を特別の会計として区分して経理(分離勘定)することとし、これら各会計からその他の会計への資金移動は行わないこととする(その他の会計からこれら各会計への資金移動は制限しないこととする)

○ 対象となる事業に係る剰余金の割戻しを禁止する

○ 対象となる事業の残余財産の帰属先について、国、地方公共団体並びに医療に係るものについては医療法人その他の医療を提供する者、福祉に係るものについては社会福祉法人その他の福祉を提供する者に限定する。(払込済出資額の払戻しは可能とする)

医療事業及び福祉事業に係る非営利性の徹底について



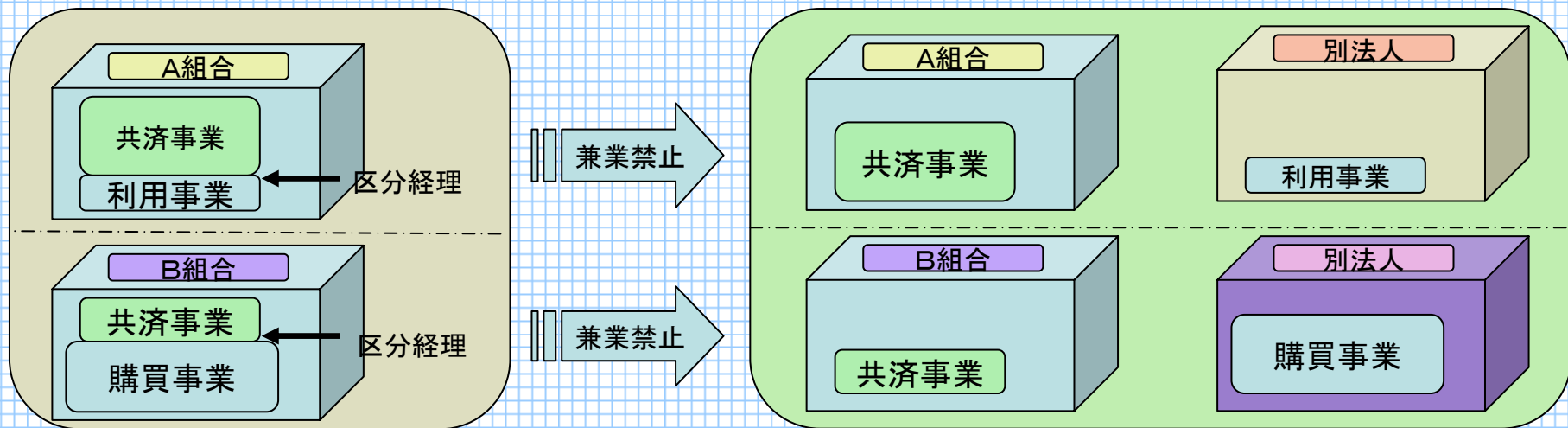
注) 対象となる事業として定款で定める事業については、医療事業に係る特別会計に社会福祉等の事業を、福祉事業に係る特別会計に病院等の事業をそれぞれ互いに定めることも可能とする。

共済事業

共済事業とのリスク遮断(兼業規制)

前回までに事務局が提案した方向性

- 生協については、組合が実施する共済事業の規模、事業内容が多岐にわたること及び組合員のニーズに対応して共済事業が発展してきたことを十分踏まえる必要はあるものの、共済事業の健全な運営を確保するため、一定規模の組合や、再共済又は再々共済事業を行う消費生活協同組合連合会について、兼業規制を導入することについてはどう考えるか。



兼業により共済事業が不安定

兼業禁止により共済事業が安定

共済事業のリスク遮断(兼業規制)について

兼業規制の趣旨

○ 他の事業の財務状況による影響を受けることを防ぐことにより、共済事業の独立した健全性を確保し、もって契約者を保護するもの

ご議論を踏まえての検討

生協の現状について



○ 生協は、組合員の相互扶助組織として、各種サービスを総合的に提供することが基本であり、これまでも共済事業と他の事業をそれぞれの事業の健全性を確保しながら兼業している事例が存在する。

農協にならい、単位組合については兼業を禁止しないことについて



○ 連合会(JA共済連)が共同元受で、かつ、支払責任を全額負っていることから、連合会のみ兼業規制が講じられていると考えられる。
○ 生協においては、同様の仕組みをとっていないので、農協法と同様の考え方はとれない。

完全な兼業禁止の代わりに、区分経理等で対応することの適否



○ 外部債権者との関係を考えて場合には、兼業を禁止することがより適当なのではないか。

対応案

○ 生協は、連合会、単位組合であるを問わず、組合員のニーズに応じて各種サービスを総合的に提供しており、その意義は大きい。しかしながら、事業規模が一定以上の組合においては、利害関係人が多数かつ広範囲にわたるため、他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業に影響を及ぼした場合に契約者に与える影響は大きい。

○ したがって、再共済又は再々共済事業を行う連合会に加え、共済事業が一定規模以上の組合(単位組合及び連合会)は、他の事業を行うことができないこととしてはどうか。

その他

混合組合（地域・職域両要素の混合した組合）

前回までに委員から提案があった論点

- 職域生協と地域生協の混合組合を認めるべきではないか。

混合組合に係る検討会のご意見

【第2回検討会 服部参考人(トヨタ生活協同組合)ご意見】

2点目の区域関連につきまして2項目述べさせていただきます。まず1番目は、現行の生協法では、区分は職域あるいは地域の二者択一しかできないことになっております。生協法施行前に設立された幾つかの職域生協の中には、地域での事業を行っており、私どものケースでは発足当初の登記より職域と地域を併記しております。近年では中心市街地活性化に向けた取り組みも地元商業者とともに私どもは行っている状況であります。企業の病院が実態として地域開放されているように、生協も職域だけでなく、職域・地域混合型も選択できるようになってよいのではないかと考えております。

2番目の、母体企業の都道府県にまたがる事業展開と職域生協の対応について申し上げます。近年、母体企業が隣県や他県へ工場などを立地することが多くなってきております。それに伴い、多くの組合員が異動・転居となりますが、組合員からは工場内での食堂・売店だけでなく、本社地区と変わらない寮・社宅周辺での小型店舗サービスの要望もあります。地理的に近い隣県の場合は特に強く要望がございます。しかしながら、地域での購買事業を行いたくても現行法では難しい状況にあります。いずれにしても、職域・地域の区分と、地域が県域を越えられないという現行法について緩和措置をいただければと考えております。

【第4回検討会 品川委員ご意見】

それから、関連して、現在生協というのは地域か職域か、どちらかしかつけれないというふうになっております。昭和23年の配給制度を想定して、その受け皿ということで出発したことからそういう形になっているんですけど、地域生協が何らかの県域規制が残る場合は、職域生協とすぐ一緒にしてしまうというふうにはならないかと思いますが、地域生協と職域生協の混合組合ということは、職域生協が法律の5条ただし書きで、やむを得ない場合には県域制限を受けない扱いになっているのと同じように、混合組合についても5条の扱いを同じにすれば十分成り立ち得るのではないかと考えますし、ぜひ御検討いただけないかと思っております。

現行生協法における混合組合の取扱いについて

○ 大規模な職域生協では、当該職域の附近において店舗や共同購入などの事業を展開する場合がありますが、実態として地域、職域両方の要素を併せ持つ生協に発展することがあるが、生協法では、このような地域、職域両方の要素を持つ生協についても職域組合として設立可能であるとともに、併せて、都道府県の区域を越えることができることとなっている。

【単位生協の組合員資格】

職域生協については、一定の職域内に勤務する者を組合員とすることとされているが、例外として、職域の附近に住所を有し、その生協の施設を利用することが適当とするものも組合員とすることができることとなっている。

消費生活協同組合法

(組合員の資格)

第14条 消費生活協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。但し、法人は、組合員となることができない。

一 (略)

二 職域による組合にあつては、一定の職域内に勤務する者

3 職域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、第一項第二号に掲げる者の外、その附近に住所を有する者でその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。

【職域生協の設立区域】

職域生協は、やむを得ない事情のある場合には、都道府県の区域を越えて設立することができることとなっている。

消費生活協同組合法

(区域)

第5条 組合は、都道府県の区域を越えて、これを設立することができない。但し、職域により消費生活協同組合でやむを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会(以下連合会という。)は、この限りでない。

地域組合員が過半数になっている職域組合の取扱い等について

○ 地域・職域組合の両要素を備える組合については、原則として組合員数の過半数によりこれを地域組合又は職域組合とすることとされているが、既存の職域組合のうち、地域組合員が過半数となっている組合は、職域である企業からの役職員の派遣や施設等についての便宜供与がなされている等特段の理由がある場合には、地域組合への変更を行う必要がないとされている。

○ このため、職域生協が当該職域の附近において店舗や共同購入などの事業を展開し、地域組合員が過半数となった場合においても、特段の理由がある場合には、職域組合として存続し、都道府県の区域を越えることができることとなっている。

消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について

(平成3年11月7日 社生第124号 厚生省社会局生活課長通知)

2 組合の適正な運営の確保について

(4) 地域組合と職域組合の区分

地域職域両要素の混合した組合については、今後は原則として組合員数の過半数によりこれを地域組合又は職域組合とすること。

なお、既存の職域組合のうち、地域組合員が過半数となっている組合は、職域である企業からの役職員の派遣や施設等についての便宜供与がなされている等特段の理由のないかぎり、地域組合への変更を行うこと。

その他

大学生協の組合員資格

前回までに委員から提案があった論点

- 大学生協の学生は、大学という職域の近くに居住する者として組合員になっているが、本来の組合員として位置づけてはどうか。

大学生協の組合員資格について

生協の現状

- 職域生協である大学生協において、学生が勤務する者とみなされず、「附近に住所を有する者でその組合の施設を利用することを適当とする者」（法第14条第3項）として加入することとなっている。

対応案

- 大学生協については、学生が「附近に住所を有する者」としてではなく加入できるよう、法令上明確に位置づけてはどうか。

「学生、生徒、児童を教師と並んで職域組合の組合員とする
ことの可否について」（昭和27年8月26日、佐賀県知事あて厚生省社会局長通知）

学生、生徒、児童を法第14条第1項第2号の「一定の職域内に勤務する者」という観念で把握することは困難であり、学生、生徒、児童は教師と並んで職域組合の組合員となることはできないものと解する。

ただし、学校の教職員が加入する職域組合に、学生生徒が法第14条第3項に基く組合員として、加入し、教職員、学生生徒を一体とする職域組合を結成することは可能である。

消費生活協同組合法

第14条 消費生活協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定める者とする。但し、法人は組合員となることができない。

- 一 （略）
- 二 職域による組合にあつては、一定の職域内に勤務する者

3 職域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、第1項第2号に掲げる者の外、その附近に住所を有する者でその組合の施設を利用することを適当とする者を組合員とすることができる。